その他告示

○文部科学省告示第百四十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十六条の七第一項及び第三項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる無形文化財を文化財登録原簿に登録し、同表の下欄に掲げる団体を当該登録をした無形文化財の保持団体として認定したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

令和七年十二月十八日

文部科学大臣　松本　洋平

上欄		下欄	
無形文化財		保持団体	
名称	登録要件	名称	代表者	事務所の所在地
生活文化の部				
加賀料理	一　食を通じて「加賀らしさ」を表現することで、客をもてなすこと。 二　次の点を踏まえて「加賀らしさ」を表現すること。 1　加賀及び能登地方の地理的・歴史的特質を反映させること。 2　加賀及び能登地方の伝統的な美意識に沿った華やかさ、節度及び品位を保持すること。 3　加賀及び能登地方で生産された伝統工芸品を組み込むこと。 三　料理、しつらい及び接遇を統括し、もてなしの演出をおこなうこと。 四　伝統的な加賀料理の特質を保持すること。 五　料理及びしつらいに込めた文化的意味を、接遇を通じて客に提供すること。	加賀料理技術保存会	会長　大友　佐俊	石川県金沢市鞍月一―一　石川県商工労働部産業政策課内

官庁報告

労働

労働安全衛生法第45条第３項の規定に基づく高所作業車の自主検査指針の廃止に関する公示

自主検査指針公示第26号

令和７年12月18日

厚生労働大臣　上野賢一郎

高所作業車の定期自主検査指針（労働安全衛生規則第194条の23の自主検査に係るもの）（令和５年３月31日付け自主検査指針公示第25号）は、令和８年１月１日をもって廃止するので、公示する。

公告

諸事項

製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を令和７年10月10日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和７年12月18日

財務大臣　片山さつき